

関 連 条 文

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（経営事項審査）

第二十七条の二十三 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

2 前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一 経営状況

二 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

3 前項に定めるもののほか、経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定める。

第二十七条の二十六 第二十七条の二十三第二項第二号に掲げる事項の評価（以下「経営規模等評価」という。）については、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

2～4 （略）

（中央建設業審議会の設置等）

第三十四条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

（中央建設業審議会の組織）

第三十五条 中央建設業審議会は、委員二十人以内をもつて組織する。

2 中央建設業審議会の委員は、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 建設工事の需要者及び建設業者のうちから任命する委員の数は同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の三分の二以上であることができない。

（準用規定）

第三十六条 第二十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに第二十五条の四の規定は、中央建設業審議会の委員について準用する。

(委員の任期等)

第二十五条の三 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員の欠格条項)

第二十五条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(専門委員)

第三十七条 建設業に関する専門の事項を調査審議させるために、中央建設業審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 第二十五条の三第四項、第二十五条の四及び第三十五条第二項の規定は、専門委員について準用する。

(中央建設業審議会の会長)

第三十八条 中央建設業審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、学識経験のある者である委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(政令への委任)

第三十九条 この章に規定するもののほか、中央建設業審議会の所掌事務その他中央建設業審議会について必要な事項は、政令で定める。

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

(中央建設業審議会の議事)

第二十九条 中央建設業審議会は、委員の総数の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 学識経験のある者、建設工事の需要者又は建設業者のいずれか一に属する委員の出席者の数が出席委員の総数の二分の一を超えるときは、議決をすることができない。
- 3 中央建設業審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長が決する。

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律百二十七号）（抄）
（平成26年6月4日公布、9月中に施行予定）※ 破線が追加改正箇所

（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項）

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約から談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
- 五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

（適正化指針）

第十五条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第二章及び第三章並びに前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

- 2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報（各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあっては第四条及び第五条、地方公共団体の長による措置にあっては第七条及び第八条に規定するものを除く。）の公表に関すること。
 - 二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること。
 - 三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。
 - 四 公正な競争を促進し、及びその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための入札及び契約の方法の改善に関すること。
 - 五 将来におけるより適切な入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。
- 3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。
- 4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（抄）

（基本方針）

第九条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等）

第十三条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）

について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十二条 国は基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者、その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

中央建設業審議会議事細則

(趣旨)

第1条 中央建設業審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、建設業法及び建設業法施行令に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の総数の四分の一以上の者から審議会に付議すべき事案を示して招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を定めて開会の前二日までにこれを委員及び当該議事に関係のある専門委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(委員等の除斥)

第3条 委員等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、審議会の議事に加わることはできない。ただし、審議会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

- 一 自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が審議事項の当事者又は当事者である法人の役員であるとき。
- 二 委員等が審議事項の当事者の参考人として出頭を求められているとき。
- 三 委員等が審議事項の当事者の代理人（法定代理人を含む。）又は保証人であるとき。

(書面による議事)

第4条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議長)

第5条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(会長の職務代理者)

第7条 会長又は会長の職務を代理するためあらかじめ選ばれた者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(議事録)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録には会長及び会議において定められた二人以上の委員が署名しなければならない。

(議事の公開)

第9条 会議及び議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、会長が特段の理由があると認めるときは、会議又は議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(部会)

第10条 審議会は、部会を置くことができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

4 部会の議事においては、第2条から第9条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

附則

この規則は、平成13年3月1日から施行する。